

佐賀空港の自衛隊使用要請に関する校区説明会 質疑応答

開催日 令和5年1月29日(日)

場 所 佐賀市立川副中学校屋内運動場

司 会： それでは、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問をお受けいたします。特に質問数など制限は設けませんが、できるだけ多くの方が御発言できますように、御協力をお願いいたします。また、本日は、直接、川副町にお住まいの皆様の声をお聞きすることを目的としております。御意見、御質問の際には、川副町にお住まいの方を指名したいと思っておりますので、冒頭に校区名、4つの校区がございますけれども、校区名を述べた上で、御発言をお願いいたします。それでは、御意見、御質問がある方は、マイクをお持ちいたしますので、挙手をお願いいたします。では、そちらの方に。

参加者： まず、今、オスプレイがありますよね。これを飛ばしてですよ、騒音測定。これはできないでしょうかね。いろいろ書いてはありますけど、実際、オスプレイを見ないと分からないからですね。それともう一つ。簡単に排水の問題書いてありますけども、今、尋常じゃないですもんね。毎年大雨が降って。こういうものを想定して作成しているのかどうか、お聞きしたいと思います。

司 会： 二点ございました。防衛省お願いします。

企画部長： お答をいたします。まず、騒音の部分についてでございます。やはり音というのは、その状況、その状況で変わってくる非常に難しい、一方で、住民の皆様の生活に密接に関連する内容だと承知をしております。お手元にお配りさせていただいた資料は、過去に具体的に飛行をいたしまして、その際に取得したデータを基にしてお示ししているデータでございます。したがって、現時点において、追加で別途の騒音の調査を行う計画はございませんけれども、いずれにいたしましても、しっかりと音のことについては、運用の部分も含めて確認をしながら、また、配慮をしながらやっていきたいと思っております。

調達部長： もう一つ、排水関係の御質問がございました。もちろん、近年、そういう豪雨等があつて、御心配されているということかと思えます。排水に係る施設につきましては、駐屯地の近傍にある最新のデータに基づいて、十分な容量が確保できるように検討をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

司 会： ほかによろしいでしょうか。

参加者： うちの地区は、基地のできるどころから約2kmのところのところに位置します。それを頭に入れながら、質問させてもらうんですけど、私の場合は、とりあえず騒音問題についてのみ質問をさせていただきます。環境基準57dBを超える範囲に住宅地はありませんと書いてありますけども、その24ページのデータは、これは実際に飛ばされて測られたデータなのか。他所で取られたデータなのか。そこらへんをお伺いしたいと思います。それと、19ページを御覧になっていただきたいと思えます。この前、諸富町(R4.12.25説明会)で説明を受けた後、県議の方にお会いしまして、木更津に視察に行つたと。その時に、海の方から離着陸できないときは、陸地の方を飛ばすというお話でした。それは本当かどうか私には分かりませんが、この地図に示されている

点線で囲まれた部分のところを飛ぶのかどうかをお伺いしたいと思います。もし、そういうことであれば、物事には賛否があるのが当然だと思いますし、私はイエスでもノーでもないのですが、地区が2kmということ踏まえて申し上げれば、この点線上を飛んだ場合は、相当な騒音がするというお話でした。そこらへんは実際に基地ができたと仮定して、実際に運用するヘリコプターを持ってきていただいて、騒音調査をやってほしいというのが、そもそもの要望です。以上です。

企画部長：お答えをいたします。場周経路についての私の説明が少し分かりにくかったかもしれませんが、御質問いただいたように、19ページの南側の実線が場周経路の基本でございます。しかし、南側に雷雲ができるとか天候が悪い、気象条件がよろしくないというときに、北側の場周経路を使用することになります。したがって、常に海の上しか飛ばないということではなくて、環境、状況によっては、北側もあり得るということではございます。その上で、その高さ、飛ぶ下の音というところでございます。それは、先ほど20ページで御説明申し上げたとおり、場周経路では高度300m以上であるというところ、できる限り住宅などを避けながら飛ばさせていただくということで、機体が運用されれば音がそんなにしないということでは勿論ないわけではございますけれども、できる限り影響のないような飛行に努めるということではございます。それから、実際に機体を持ってきて、デモをして飛行できないのかと、音をとれないのかというところにつきましては、今、この瞬間に機体を持ってきてということは難しゅうございますけれども、いずれにいたしましても、音の部分は、地元の皆様、非常に御関心が高いと思いますので、よく県の方とも、御地元の皆様とも相談しながら対応したいと思っております。その上で、佐賀空港周辺の音について、佐賀空港は佐賀県のものでありますので、空港の設置管理者である県の方が航空機騒音の調査を平成24年度から毎年実施されておられると承知しております。そういった中において、具体的な音の変化等があれば、分かってくることもございますので、そういった点につきましては、しっかりと佐賀県とも御相談をしながら進めたいと思っております。

司 会：よろしいでしょうか。次、2列目の方。

参加者：オスプレイは本当に来るのでしょうか。私はずっと不安です。オスプレイはあんまり来てほしくありません。

企画部長：御質問と御意見ありがとうございます。様々な御心配をお持ちの皆様方がいらっしゃると思います。オスプレイが来るのかどうかにつきましては、防衛省として、国として、佐賀空港に陸上自衛隊のオスプレイを配備させていただきたいとお願いしている立場であり、また、県、市とも御相談させていただき、そして、今日は自治会のお取り計らいで、住民の皆様にも御説明させていただきという形をお願い申し上げている立場でございますが、我々の政策目標といえますか、防衛省、自衛隊として、安全保障上の必要性から、是非オスプレイをこの地に配備させていただきたいとお願いしている状況でございます。その上で、繰り返しになりますが、住民の皆様の御心配をゼロにすることを約束できればいいのですけれども、なかなか御心配は尽きないと思いますけれども、できる限りそれが減らせられるように努力をしていきたいと思っておりますので、是非御理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

司 会：よろしいでしょうか。では3列目の方。

参加者：言いたいことはいっぱいありますが、一つずつ質問いたします。私は、まだノリ養殖をやっ

います。御承知のとおり、今年は、今までにないような大不作となっております。それはなぜかという、東与賀沖の地先から筑後川にかけて、今年は赤潮、要するにプランクトンが大発生して、とにかく今まで見たことのないような色落ち。12日に海に行ってみました。もう地獄の絵を見るような、見た瞬間、悲しくて涙が出るような状態でした。まず、この排水について、平和搦樋門と国造搦樋門と2つに分けて排水するということが載っていますが、私がノリを始めたころは、昔の牡蠣置き場でデバナという漁場があって、大詫間の千間丁場にも、ものすごい牡蠣がおりました。春先、ノリ漁が終わったら採りに行くのが楽しみで、それが平和搦からの排水で全滅してしまいました。もう1個もおりません。ノリ漁場もあそこは優先小間と言って、春遅くまで栄養が豊富な漁場で、とにかく一番ノリ養殖に、また牡蠣養殖場としては、最高の漁場が平和搦からの排水によって潰されました。片や、国造搦樋門からは、昔、空港ができる前は船津川という川があって、そこにはウミタケ、タイラギ、アサリ、魚類ではムツゴロウ、ワラスボ、ハゼがいて、それをじいちゃんや親父が採ってきて、それで生活をやってきました。要するに、何かつくって、その水は全部漁業に悪影響が出ております。バリカン症と言って、私たちの髪の毛をバリカンでそぎ落としたような状態になって、ずっとそのバリカン症で悩まされて、今年は、空港近くの潟下の漁場は私たちも放棄しました。かといって、沖へ漁場を拡張すれば、今度は沖合から色落ちになって、本当、もう漁場が全部潰されてしまう恐れすらあるような状況です。それにセメントの灰汁というのは、ただ文書でアルカリ性を中和するなど書いてありますけれども、夏の間に工事して、もう10月になったらノリの種付けですよ。セメントの灰汁がどンドン、どンドン下に沈殿して、また雨が降って、それが攪拌されていく。種付けの時に、もし、そういう水が流れてきたら、ノリは栄養塩不足に加えて異常なノリの葉っぱというのが。すんなりと伸びれば、美味しいノリが量も採れます。けれど、幼芽期の時、今年は生理障害、今年は栄養失調だった。有明一番という美味しいノリは一枚も採れなかったです。そういう水産業、また農業も然りですよ。私たちの川副町は、農業、漁業で今まで生計を立ててきた。この自然の恵みに助けられて守られてきました。なんで佐賀空港につくらないといけないんですか。さっき、部長が宮古島の話もされましたけれど、宮古島も最初は牧場が計画予定地でした。私も6年前行ってきました。やっぱり住民の反対で、宮古島は水道がないので、溜池の水を飲んで生活、また牛や他の家畜にもその水を与えないといけないということで、自衛隊の基地はゴルフ場を買って移転しました。私たちも言いたいですよ。佐賀空港につくらないで、他のところにつくれと言いたいです。それから、この排水なんて漁業者は誰も賛成していないですよ。組合の上層部の人間だけで、防衛省と県と三者で、非公開で勝手に決めてしまっているじゃないですか。こんなのは絶対許されないことですよ。どう思いますか、局長。生活が懸かっている、命が懸かっているんですよ。あなたたちは、この仕事が終われば、どこかに逃げるのでしょ。私たちは、子や孫にまだ飯を食わせないといけないし、ノリの仕事も今は子どもが手伝っているが、孫にもさせたい。そういう私たちの大事な仕事を奪ってしまうなんて、お前たちは人殺しに来たのか。少しは住民のことを考えろ。それと山口知事が何を言ったのか、このごろの諸富で。山口知事が今日来ていないから進部長でいい。いろんな意見をすべて集約して、県政は前に進めないと言った。ここに住んでいる者はどうでもいいってことじゃないか、これは。連れて来い、山口知事を。佐賀のことは佐賀県民で決めると嘘ばかり言って。そして、こんな大事な時は来ない

で、今日は、佐賀最高なんとか促進協議会に参加するとかで。あんまり川副の者をなめたらいかん。昔から何にでも順序、道を踏んでいかないと。それから出た釘は打たれると先輩たちからちゃんと言われている。あんまり出過ぎたことをしていると本当に打たれる。それくらいの覚悟で今日来ている。進部長、何か言いなさい。

伊藤局長：まず、私からお答えしたいと思います。有明海の環境を守っていかねばいけないというのは、我々も同じ認識でございます。決して、漁などに悪影響を与えてはいけないという思いであります。その上で、しっかりと排水対策とか御迷惑をかけないようにやっていきたいと思っております。そういう中で、皆さんの御心配はありますけれども、冒頭に申し上げましたように、やはり日本を取り巻く環境が非常に厳しいと、中国や北朝鮮、いろんな形で軍備を拡張しております。そのような中で、我々としても、この国を、島を守っていかねばいけないということで、是非御理解をいただければと思っております。

進部長：佐賀県の政策部長の進でございます。まず、本日ですけれども、県からは、私と職員が出席させていただいております。県としましては、昨年12月25日から3日間、防衛省からの要請を受け入れた経緯や判断した理由を説明させていただきました。本日につきましては、佐賀市と防衛省の方で調整を行い、実施している説明会でありますけれども、担当部局より出席をさせていただいたところでございます。また、先日の説明会での発言について、御指摘がございました。その知事の発言につきましては、いろいろと賛否両論ある課題というのは多くございます。そうした中で、それぞれの意見というのは、今、御発言の中でどうでもいいとありましたが、そういうことでは決してなくて、その中でもどうしても、苦しい中でも決断をしていかねばならないということで、その点を是非御理解していただきたいという主旨で発言したものでございます。御理解いただければと思っております。以上でございます。

司会：ほかに御質問ございますか。では一番後ろの方。

参加者：防衛省の方に聞きますけれども、現在、自衛隊の中にオスプレイを操縦される方は何十名いらっしゃいますか。教えてください。それと、訓練で上空を飛行したときに農家の被害はないか。被害があった場合は、どのようなことをしてくれるのか、はっきり言ってください。終わります。

司会：防衛省からお願いいたします。

2 佐：陸上幕僚監部の小丸と申します。先ほどの御質問の一部について、お答えいたします。オスプレイの操縦士は、現在何名いるかという御質問だったと思うんですけれども、オスプレイの操縦士につきましては、もともとのヘリコプターの操縦士を全国から集めまして、アメリカで留学して免許を取ってきたと、そういう隊員で構成されておまして、今現在、養成途上でありますけれども、留学等を終えた操縦士は約20名。また、さらに操縦士を育成している途上であります。以上です。

企画部長：あと一点、農業に対する影響について御質問があったと思います。また、その点につきましては、佐賀市長の方からも御質問をいただいております。先日、御回答を申し上げたところでございます。例えば、オスプレイによる騒音によって影響がないのかとか、下降気流や排気熱によって、また低周波の音によって影響はないのかという御質問をいただいております。累次にわたって防衛省の方からお答え申し上げているとおり、自衛隊機の騒音や下降気流、排気熱等によっ

て、例えば家畜や農作物の生産・品質、それから周辺の牛・豚・鳥の生育等に影響があるかという点については、把握している限り確認されていない状況でございます。しかしながら、万が一にも自衛隊機の運用が原因となって、農業を営まれている方に損失や損害が生じた場合には、関係法令に基づいて適切に対応しながら、誠実に、必要に応じて運用の改善などを講じていきたいと考えております。以上でございます。

司 会：よろしいでしょうか。

参加者：昨年、年末に開かれた県の説明会に3日間とも参加をさせていただきました。いろんな説明会にも参加してきましたけれども、やっぱり分からないんですね。それで私が質問をしたいのは、いろいろ説明があっている格納庫の問題です。佐賀市と防衛省との間で、2回ほど照会して、回答をもらっているわけですが、それによると、20機から30機程度を格納庫に入れて、残りは屋外に駐機するという回答を受け取っております。しかも、他にもそういう施設はあるということでした。その答えとして、鹿屋基地、岩国基地、美保基地という例が上がっていたと思うんですが、そういった防衛省の回答に対して、市はどのように評価されておられるか、そこを質問したいと思います。それと同時に県の方ですが、27日の県民説明会の時に、3つの基地の飛行機についても具体的な機種の名前を挙げられて、防衛省が説明されましたけれども、そのことについて、県はどのように受け止めておられるのかお伺いいたします。

総務部長：佐賀市の総務部長の坂井と申します。格納庫の件でございますけれども、先般、年末の説明会の時に格納庫に対する質問がございまして、改めて防衛省に対して質問をしたところ、先ほどご質問されたとおりの回答が先週の金曜日にきたところでございます。このことについて、私どもの方でもう一度整理、精査をしてみたいと考えております。私からは以上です。

司 会：続いて県からもお願いします。

進部長：今、お話がございましたように、年末の説明会の際にも格納庫については御質問いただき、また、やり取りがあったところでございます。私も当日出席しておりましたけれども、この格納をどうしていくのかということにつきましては、防衛省の方がしっかり責任を持ってやっていると、また、この説明会の前にも、私の方からも格納庫に入らないということは、どうなんだろうかという質問はしていますけれども、他の基地でもそういった例はあり、適切に管理できているということでした。今回配備される機体につきましても、どのように適切に管理していくのかということは、防衛省が責任を持って、自信を持って行っていくということでしたので、防衛省がそういう考えだということを理解しているところです。以上です。

参加者：関連してですけど、私はどうしてもよく分からないんですよ。20、30機を格納して、残りを屋外に駐機すると。それについて、どうしても私、分からないので質問をしているわけですが、その質問をしている理由が三つあります。一つは今、12機が木更津に暫定配備されているわけですが、木更津の方で暫定配備をするにあたって、市民に対して、住民説明会を15回やっているわけです。15回です。佐賀は何回やっているのかなと思うんですが、15回やって、その中で、オスプレイの格納については、防衛局は全部格納すると答えています。これが一点目。二点目、目達原です。これは佐賀空港よりは、ずいぶん内陸にあるんですが、約50機のヘリコプター、これも全部格納しています。なのに、潮風に晒される有明海に、佐賀空港にオスプレイも含めて70機来るといいますが、20、30機を格納するということですから、40機から50

機くらいは外に野晒しにするわけです。あの潮風の強い場所にですね。そういうことで、1機100億円から200億円ですか、付帯設備まで入れて。そういう非常に高価な、私たち国民の税金で購入したものを、そういうふうにして錆びついてしまったら、事故の危険というものはるかに増えると思うんですよ。去年も墜落がありましたし、度々、緊急着陸なんかもしているわけです。そういう危険性のあるものですから、さらにその危険は高まるのではないかとというのが二点目です。三点目、お答えにありました、鹿屋、岩国、美保基地の屋外駐機場に駐機されている飛行機は、具体的にP-1、P-3の哨戒機とか、US-2救難機、それから、もう一つはC-2という輸送機ということでしたけども、これらは非常に大型の飛行機です。小さいものでも33mくらい、大きいものになると45mにもなる大型の飛行機なんですよ。しかも、それが固定翼機ばかりなんです。ヘリコプターのような回転翼機は、防衛省は示しておられません。ということは、逆に言えば、ヘリコプターなどは、すべて屋外に駐機していることはないと考えられるのではないのでしょうか。それから四点目ですけど、P-1、P-3の哨戒機とか、US-2救難機、救難艇、それはもともと海上で使うための飛行機と聞いております。ですから、陸上自衛隊のオスプレイなどの、そういう飛行機とは基本的に違ふと私は思うんです。民間のヘリコプターなどの整備士の話も聞いても、屋外に駐機することはなくて必ず格納するという、そういうお話も聞いております。ですから、ここらへんを考えると、その40、50機を屋外に駐機するという防衛省の説明は、どうしても信じられないんですよ。逆に言えば、3つの基地について、具体的な飛行機の機種名も答えられましたけれども、ヘリコプターが1機もありません。ということは、ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、防衛省自らが屋外に駐機しているヘリコプターは1機もないと言われているのではないかと、私はそう思います。基本的に格納するのが大原則ではないかと思しますので、もし、佐賀空港で70機を全部格納するとすれば、少なくとも46,000㎡くらいの面積がいるんです。20,000㎡で30機ですので。13ページ目のイメージ図のところ、46,000㎡くらいの格納庫を描くと、ホバリングをできるような駐機場はなくなると思います。また、排水設備についても貯留槽というものはここに描かれていません。これを見ると、とてもじゃないけど訓練などできなくなるわけで、したがって、そうなれば用地を広げざるを得ないじゃないですか。そうすると2ha以上オーバーして、33haをはるかに超えて、環境アセスメントにかかってくる恐れがある。だから逆に言えば、そういったものを避けるために、アセス逃れのための誤魔化しではないのかなと、そんな気さえします。そういったところで、実際に、本当にどうなんだろうかという疑問が強いので質問いたしました。以上です。

企画部長：お答えをいたします。御指摘のように昨年の年末の説明会においても、御質問をいただいた点でございます。私どもとして、事実関係に基づいて、できる限り誠実にお答えを申し上げているところでございますけれども、その上で、広さを環境アセスをしなくてもいい広さにする、格納庫が必要なのにアセス逃れのために野晒しにして、貴重な、大事なオスプレイを錆びつかせて、事故を起こすのではないかと厳しい御指摘かと思いますが、まず、最初に申し上げておきたいのは、環境アセス逃れのために無理やり狭い設計図を描いているというわけではないということです。必要な施設、部隊の効率的な運用や維持・管理を踏まえながら、我々として施設配置の案を描いたところ、33haの範囲であると、そこに尽きるわけでございますが、その上で、

海の前にある佐賀空港において、オスプレイを、またはヘリコプターを屋外に駐機して大丈夫なのかという点につきましては、これは年末にも御説明する機会があったかと思っておりますけれども、改めて申し上げますと、駐屯地に航空機を洗機するための施設を設ける予定であります。そして、駐機場に駐機をする際には、雨水や潮風等による影響が予想される場合には、影響を軽減するための例えばカバーをかけるといったことによって、駐機することも検討しております。こういったことによって、適切に航空機を管理できると考えております。先ほど、申し上げておりますように、私ども自衛隊の非常に大事な装備品、間違っても錆びつかして事故を起こすことがないように、しっかりと維持、整備、運用しなければならない中において、御指摘はごもっともでございますけれども、しっかりと潮風等の影響がないように、屋外であることの悪影響がないようにしながら、配置、運用ができると考えておりますので、なかなか得心がいかないという御指摘ではございますけれども、是非御理解いただければと思います。

司 会：次の方に移りたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。では、こちらの方。

参加者：今日は言われなかったのですが、先月末に諸富であった時と6年半前にあった時、その時は、中学校区内での説明会とその後の小学校区単位での説明会があったわけですけど、その時は、どっちも防衛省の方が、局長さんが言っていたのが、誠意を持って対応しますと、誠意を持って説明しますとおっしゃっていた。ところが、誠意を持ってとは、どういうことだろうかというのが、まず1番に、前回6年半前に説明会があったわけですね。それから6年半、何もないじゃないですか。何も説明会なかったですよ。どこに誠意のせの字があるんですか。遡りますけど、昔、佐賀空港をつくる時は、佐賀県が川副町民に対して、130回を超える説明会をやっているんですよ。佐賀県が。1年半か2年半前に私、県議会の佐賀空港問題の特別委員会を傍聴に行ったことがあります。その時にある議員さんがおっしゃっていたのですが、「私は推進派だけど、その自衛隊の取り組みは誠意もなければ熱意もない」ということをおっしゃっていたわけです。それと同じようなもので、今回、6年半ぶりにあったわけですけど、今日も時間が限られていますから、前回の12月の時もそうですけど、一人一問にしてくださいと言われていたんですね。今回は、予定時間は30分伸びましたけど、それでも時間を考慮してくださいと、ごもっともな進行かと思えます。そしたら、じゃあ、次いつやるんですか。というのが、前回、6年半前にやった時に防衛省からの説明を一通り聞いて、私、20くらい質問が出てきたんですよ。ば一と書いていたんですけど、その中で5つくらい他の方が質問されて消えたわけですけど、次の小学校区の説明会に行ったら、またやっぱり増えてきたわけです。それで結局、30くらい疑問が出来たまま、ず一と今まで来たわけですよ。だから、それを減らそうと思ったら、何回も何回も説明会してもらわんと減らないと思いますよ。それを空港つくる時に熱意と誠意を持ってやられたわけですよ。その当時の佐賀県の担当各位は。とても頭の下がる思いですよ。今回の資料を見ましても、前回の6年半前の資料と比べると、例えばオスプレイの各飛行物体の事故率、事故件数なんかも載ってないんですよ。前回は載っていたのに、なんでですか。不都合なところを隠そうとしているようにしか思えない。昔、私も仕事で説明会の資料を作ったことがあるんですけども、やっぱり、いかに質問を少なくするかと、そういう資料を作らなければいけないですよ。その方が一番理解してもらえわけですよ。ところが、これだけ隠そう隠そうとしているような資料を作られても、今日ここに来たことによって、30からさらに質問が増えてしまう。

じゃあどうするのと。今日、ここに来ている方だけではなくて、昨日、ある人から明日は行けないと言われ、話を聞いておいてくれと頼まれたんですが、ここに来られなかった人もいろいろ話を聞きたい、もっと説明を聞きたいんだという人がいっぱいおられるんですよ。だけど、気温が低いと外に出づらいという方もおられるし、ここはストーブがあちこちに置いてあって空気も汚れますし、そういうところだと敬遠される。小学校区単位で公民館とかでやれば、行こうかなとなるんですけども、そうではなくて、川副町内で1回やったという実績づくりみたいなことを、やればいいみたいな感じにしか思えない。それが本当に誠意のある対応ですかと言いたい。で、今回の説明について、さっき言った安全性について、今回、基本的な考え方と機体の安全性の再確認として、根拠を示さずに文章だけ羅列されているという印象ですが、6年半前の時には事故件数が載っていた。他の機体と比べて事故比率がどれぐらいというのが載っていた。その当時、10年くらい前の都合のいい資料が載せてあったわけですけど、その前後にかなり事故が発生しました。去年なんかも2回くらい落ちていますしね。そういったところも含めると、オスプレイの事故率はかなり上がっているのではないかと。まずいところは隠したいものだから、資料として出してないわけですよ。そうでなければ当然、出しますよね。本当に理解を得てもらおうと思うのであれば、そういった資料を出してでも、こういった理由からこうだけど、こうやっている、それによって最近はこうなんだといったものが出てくるはずですよ。だけど、そういったものもなしに、ただ今回の説明資料によると、言葉の羅列をもって済ませようとしている。その結果、書いてあることと現実が相反しているのではないかと。安全性の再確認の4番目に、飛行に重要な各種機能は補完性が幾重にも確保されており、万が一の際もバックアップ可能と書いてあるけれども、実際には、それでも落ちているじゃないですか。どれだけ緊急着陸しましたか。そのデータは出そうと思えば出せるはずなのに、なぜ出さないのか。隠したいからでしょう、安全ではないということ。挙句の果てには、乗務員の人的ミスだったということで、しつぽ切りみたいなことをする。これではとてもじゃないけど、自衛隊に行かないかとは今から先は言えない。今まで自衛隊はいいと言っていたが、そういうわけにはいかない。国民、自衛隊員に対して、そんな機体に乗ると命令するところに、命がどうなるか分からないところに仕事に行けなんて言えないですよ。ここで、具体的に防衛省にお尋ねしますけれども、事故率と緊急着陸した件数、これをある期間に区切って結構ですので、最新の数字を教えてくださいませんか。以上です。

企画部長：いくつか御質問をいただいたと思うんですけども、先に事故率、危険性というところについて、まず明確に申し上げておきたいと思います。確かに、今日お配りした資料の中に、当時であれば海兵隊のMV-22の事故率の推移という過去の資料にあったような数字が載っていないわけですけども、これは別に隠しているわけでもなくて、当時、6年前といえば、2017年ごろだと思いますけど、やはり御指摘のように事故もあったという中で、安全性への関心が非常に高い中において、最新の関心事項ということで掲載させていただいていたと思います。その上で、最新の状況、また、いわゆる事故率というものについて、まず前提として申し上げておくと、安全上の一つの指標であるということから、事故率という数字のみが機体の安全性等を示すものでないということを申し上げた上で、最新の数字といたしましては、アメリカの海兵隊MVオスプレイの事故率については、2022年9月末時点で2.27という数字がございます。これは、2019

年9月末であれば2.50、2018年9月末であれば2.85、2017年9月末であれば3.26、2016年は2.62でございますが、このように全体としては下がっている状況が事実でございます。また、自衛隊の保有するV-22について、危険であるのに自衛官に乗らせるというものではなく、当然のことながら国民の税金をお預かりして機体を購入し、維持整備・運用している自衛隊として、また、一人一人の隊員の命を預かる防衛省として、そんな危険なものという前提でやっているものでは全くないということを改めて申し上げたいと思っております。その上で、それ以外の点、過去6年余り、御地元への説明がなかった点について御指摘を頂戴しております。これは冒頭の説明にもございましたとおり、佐賀空港は佐賀県がお持ちのものであり、そして、その佐賀県と地元の皆様との間の公害防止協定の中に、自衛隊と共用しないという文言があるということであれば、我々が地元の皆様をお願いをすることをもっても使用できないわけですから、その部分の見直しに第一義的に注力をして、一定の時間が経ったというところがある中で、確かにこういった形での御地元の皆様への御説明という機会がなかったところはおっしゃるとおりでございますけれども、それは誠意、誠実でなかったから住民説明会をしなかったというわけではないと御理解いただければ幸いです。おそらく、昨年の佐賀県の県議会で、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会での我々の答弁について御指摘があったと思います。私の記憶で確かにおっしゃられていたような、防衛省は誠意もなければ熱意もないというお叱りを委員の方から頂戴した記憶もございます。具体的などの点について、どう防衛省に熱意がないとおっしゃっていたかというところは、この場で触れることはしませんけれども、委員の方、お一人お一人のお考え方と防衛省の取組というところに若干ギャップがあったというところでお叱りを頂戴したと思いますが、その時点、その時点で、防衛省として、全力で取り組んでいるというところは、御理解いただければ幸いです。それから、今日、こういった形でお越しいただいている方に対しても当然のことながら、先ほど申し上げた事故率みたいなどころも含まれると思いますけれども、しっかりと情報提供をしていくことは非常に大事だと思っております。そういった意味においても、既に2回、佐賀市長から御質問をいただいている、防衛省をあげて御回答申し上げているところでございます。そういった形で説明会の場に来られない方にも、御疑問を代表してお寄せいただき、それに対して、我々、しっかりとお答えをしていくという取り組みは非常に重要だと思っておりますし、今後も防衛省として、しっかりと情報提供、説明をしていくことは重要なことだと思っておりますので、そこはしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。取り急ぎ、以上でございます。

参加者：ありがとうございました。とりあえず、その点は終わりました、せっかく県と市長とお見えなので一言だけ。私のある友人が今現在、他県に住んでいるんですが、あと2年くらいで70歳になると。それを境にこっちに帰って来ようと思っているという話を、その人の親族から聞きまして、それは待ち遠しいねと話をしていた時に、もしかしたら佐賀空港に自衛隊が来るかもしれないよと、ヘリコプター50機とオスプレイも来ると言われていると話をしていた。そしたら、その後になって、そんな自衛隊の基地ができて、ヘリコプターとかオスプレイがいっぱい飛ぶなら、とてもじゃないけれども帰って来たくはないねという返事をもらったということがありました。以上です。

司 会：次に行ってよろしいでしょうか。次に前列の方。

参加者：まず、今日、この会を開いていただいた、それぞれの自治会代表の皆様の御尽力に感謝をしたいと思います。大変だったと思います。ありがとうございます。改めて、この問題について考えたときに、いろんな考え方の方がいらっしゃいます。自治会からの通知にも賛否両論を問わず集まってくださいということでした。基地は無ければ、戦争は無ければ、それにこしたことはないんですが、なかなかそうはいかないし、佐賀空港が適地なら、という方も町民にはいらっしゃいます。片方で絶対に反対だという方もいらっしゃいます。ただ、この間、諸富でも話があったように、やっぱりアメリカ軍に対する拒否反応はかなり強い。常習的にアメリカ軍の基地ができるようなこと、これについて容認するという町民の意見を私は聞いたことがありません。そういった意味で、佐賀県にも、佐賀市にも安保条約や地位協定を読み込んでいただいて、どう時代が変わっても、どう解釈してもアメリカ軍の常習的な基地になることがないような協定や覚書を結んでいただきたい。自治会長の通知にもあるように、それが次の世代に何を残すのか問われた時に、私たち今生きている世代の責任だと思っています。それと、もう一点、佐賀市長にお願いしたいんですが、記者会見とかいろんなところで市長が発言されていますが、どうしても誰かが書いた文章を読んでおられる。どうもやっぱり下を向いて話をされることが多い。これから、やっぱりこの問題は、川副町民にとってももちろんですけど、佐賀市にとっても大きな問題ですので、市長については、これから借りてきた言葉ではなくて、自分の言葉でこの問題を語っていただきたい。以上です。

坂井市長：このオスプレイの問題は、非常に重要な問題だと私は認識している、だからこそ、この場に来ているわけであります。市議会での答弁、市庁での記者会見も毎月やっておりますけれども、私もこの問題にしっかりと向き合いたいという思いで日々取り組んでおります。当然ながら、自分自身の言葉で話しているわけであります。それをメモとして手元に書いて、それを読むこともあれば、今こうして自分の思いを皆さんの前でお答えするというのも当然あります。いずれにしても、今日、皆さんの声を直接お聞きしましたので、そして、御懸念というものも様々で、賛成もあれば反対もあるということを改めて感じておりますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

企画部長：一点だけ、米軍の常駐の点について補足させていただきたいと思います。これは県の方で公文書の形でいただいたものでありますけれども、昨年10月31日になりますが、まさしく有明海漁協様との間の公害防止協定の見直しの協議の大詰めのところで、佐賀県様を通じて、防衛省に対する漁協からの要望がございました。この中に、佐賀駐屯地（仮称）には米軍が常駐しないことというものが、私どもとして、九州防衛局長名の公文書で常駐の計画はないと、ありませんと明示的にお答えしております。これは行政機関として、公印の付いた公文書であることへの回答は重いものであると受け止めております。私どもとしても、累次にわたって米軍の常駐はありませんと御説明をさせていただいているところでございます。ここは御理解いただければと思います。

進部長：米軍の常駐につきまして、非常に御心配の声、御懸念があるということは、従前より県として強く認識しております。この話が一番初めにありました時には、米軍の移駐もありまして、県としてもそれは困るなということであり、防衛省の方と話しをしていたんですけども、今回の要請についても、平成27年10月に中谷防衛大臣からはっきりと米海兵隊の利用については要請

を取り下げてください。今回の件についても、ここから実質上、スタートしたものでございます。そして、今、防衛省の方からもございましたけれども、その後も県としては、米軍の常駐は厳しく対応しているところでございまして、最後、漁協の皆さんと確認する際にも改めて防衛省の方に常駐はないことを確認し、さらに、それを文書にて確約して欲しいということで公文書をいただいたところでございます。この米軍の常駐につきましては、今後も厳しく対応していきたいと思っております。

司 会：よろしいでしょうか。他にございますか。

参加者：7つほど質問させていただきたいと思えます。まず、昭和40年代に佐賀空港が開港する時は、絶対反対という反対宣言があったと思います。その時は池田直知事。昭和50年代は、その絶対がなくなって反対運動が変わった。その時は香月熊雄知事と井本勇知事。この2人が近くの住民と膝詰め談判で解決された。そういう熱意があって、空港開設に至ったと思います。初めに基地問題で今後、気象状況で大変大雨が降る予想がされるけど、その貯水量の大きさがまったく不明で、そのへんはなんとか記入できなかったのかなと思います。次に8ページに、木更津と目達原の駐屯地、これは両方とも滑走路が付いているわけですよ。佐賀駐屯地には滑走路が付いていない。その駐屯地から2本の誘導路で佐賀空港の滑走路を使う。そうした場合は、駐屯地は佐賀空港を含んだ面積になると思うんですけど。ただ33haで誘導路をもって佐賀空港を使って離発着するというので、なんかピンとこないです。そうして佐賀空港が使われた場合、佐賀空港の名称は今、九州佐賀国際空港となっていますけど、佐賀駐屯地国際空港になってしまうのではないかと感じてしまったので、そのへんの計画を。佐賀駐屯地になんで滑走路が付いていないのかと、素朴な質問が湧いたものですから。それと騒音問題ですけど、さっきの人が言われたように、通常は滑走路から南の有明海の方に飛んで行くのが普通だけけど、(26ページ)図3で一番遠いところの調査で海童神社付近が54dBになっていたわけですよ。その次のページで57dBまでは環境騒音問題にならないと。たった3dBで、そんなことで解決できるのかと思うんですけど。海童神社や犬井道周辺は結構住んでいるんですけど、なんかピンと来ないと思うんです。24ページです。騒音の影響について環境省で定める基準57dB。これで26ページの犬井道の海童神社で56dBになっている。たった1dBで問題が閉ざされるのは悔しいというか、反対運動にならならないのか、その質問です。それともう一つは、騒音で目達原駐屯地には、学校とか一般住宅とか密集していますけど、そのへんでは、騒音問題として学校に二重窓が付けられている。10年前はこんなに暑くなかったから、学校にクーラーなど付けられていなかったけれども、もし、南川副小学校とかにも騒音でクーラーが付けられるとか、一般住民に二重窓の助成金とかが出るかということです。それともう一つです。すみません。アメリカ海兵隊のオスプレイはMV-22、アメリカ空軍がCV-22。こちらのほうはMV-22ということで、けど説明書の方にはV-22だけしか書かれていない。MとかCがなぜ抜けているのか。そのへんの質問です。終わります。

調達部長：私の方から先に排水の関係について、御質問をいただきました。最初、御質問があった際には、最近、大雨が多いので、しっかり配慮して欲しいということでございましたので、私どもとしては、しっかりとやっていきたいということで、それにつきましては、現在、佐賀県が定める調整池の設置基準がございまして、それに基づいて最近の降雨量とかを参考に試算をいたしました

ところ、調整池の容量としては、25,000 m³規模の調整池が必要になるということでございます。したがって、今後、設計の中で、仮設調整池とか貯留槽の容量につきましては、25,000 m³以上の容量を確保するよう詳細な設計の検討を進めたいと思っております。なお、この25,000 m³という容量であれば、過去最大であった川副の観測所で観測した2020年7月6日の262mm/日の降雨があったとしても、対応が可能な容量となっております。

企画部長：まず、佐賀空港の駐屯地予定地と佐賀空港の関係でございます。資料の中で、佐賀空港の駐屯地予定地は、赤線で囲っているところであると申し上げたとおり、佐賀空港はあくまで県の空港でございますので、私どもの名前が佐賀空港の中に入ることにはないと心得ておりますが、いずれにいたしましても、佐賀空港の滑走路をお借りして、我々のオスプレイ等の活動をやらせていただくこととございます。また、二点目として、周辺の音の部分でございます。これは、様々な自衛隊の部隊等の周辺でも同じ御指摘を受けるところではございますけれども、環境省で定められておられる、生活をしていくにあたっての環境基準が、いわゆる基準値をやはり線引きをして、そこを超えるものについては何かしらの措置が必要であるといった仕組みになっているものですから、確かにこの数字の部分で線の内側と外側というところはどうしても発生はしてしまっております。ただ、その上で、今回お示ししております騒音コンターには、いわゆる基準の57dBの内側に住宅がないと申し上げている次第でございます。その外側の、おそらく26ページの騒音測定結果。これは確か平成28年に海兵隊の展示飛行を行った際の結果でございますけれども、そのポイント、ポイントにおいて発生した音がそのまま24ページのコンターに落ちていくわけではございませんで、様々な時間だとか重み付けをする計算の中で騒音コンターを引かれていくことになってまいります。そういった意味におきまして、二重窓とか学校におけるクーラー、いわゆるその防音対策事業というものの御質問いただいております。第一義的には、先ほどの説明の際にもお答え申し上げたとおりでございますけれども、自衛隊として共用する形になります。自衛隊の持ち物ではないので、共用する形になります空港の騒音対策、これは原則として、空港の設置管理者に実施をしていただいているものでございます。実際に、佐賀空港と同様に自衛隊が共同で使用しております、地方公共団体で管理しております、例えば秋田、山形、名古屋といった空港におきましては、防衛省として防音対策は実施をしておりません。他方、この防音ということだけではなくて、自衛隊の施設、そして自衛隊の運用があることによって、御地元の皆様にもいろいろな影響はございます。そういったことに対する措置というものが様々ございまして、それを定めております周辺環境整備法という法律もございます。いずれにせよ、この音の部分については、しっかりと県の方とも連携、相談をさせていただきながら、適切に対応してまいりたいと思っております。それから最後の質問。オスプレイの名前の部分で、MVとかCVとかVとかというところの指摘がございました。まず、その自衛隊のオスプレイはV-22ということで、今回の資料の表紙にございますようにV-22でございます。沖縄におります海兵隊のオスプレイはMV-22、そして、アメリカの空軍はCV-22と、その所属している部隊ごとに少し呼び名が異なっているところがございます。今回、御説明させていただいている資料の中におきましても、自衛隊のものであればV、海兵隊のものであればMVという形で記載をさせていただいておりでございます。以上でございます。

司 会：よろしいでしょうか。

参加者：MV、CVとなぜ書かなかったのですか。

司会：防衛省として補足があればお願いします。

参加者：新聞に書いてあるのは分かる。MVかCVかしっかり書けと言っている。

企画部長：すみません。自衛隊のオスプレイの正式名称という御質問だったということでしょうか。

参加者：佐賀市が防衛省に質問した時には、海兵隊はMV-22、アメリカの空軍はCV-22とか、ちゃんとMVとCVと分けて、佐賀市は質問しているよ。これじゃあ、片一方にはV-22しか書いていない。海兵隊を使うか、アメリカの空軍を使うか、そのへんをちゃんと書かないと。

企画部長：自衛隊のV-22オスプレイは、海兵隊型のMV-22のタイプでございます。自衛隊の正式名称はV-22で、自衛隊はV-22という名前であるということでもあります。

参加者：事故が起きている海兵隊と空軍では、事故の差があるじゃないか。それをひっくるめてV-22と書いているからおかしくなる。

企画部長：繰り返し申し上げますが、自衛隊のものはMV-22とは違う自衛隊のV-22として、保有・配備をしているものでございますので、これは自衛隊のV-22であると。MV-22、海兵隊のものを佐賀に持って来るわけではないということでございます。すみません。御質問を正確に取れてないのであれば教えてください。

司会：続いて、その左隣りの方。

参加者：先ほど佐賀市長が申されました、重要だからこそ、こうやって出席しました。本当にそうだと思います。ありがとうございます。旧川副町の当事者として、しっかりこの問題を考えていただきたいと思います。そして、私たちを、住民を守ってもらいたいと思います。それに比べて、山口知事のことを言うところとちょっとあれですけどね、本当に誠意がないと思います。先ほどの方が言っておられましたけど、佐賀空港ができるまで130何回も県が説明会を開いたと聞きましたけど、本当に住民に理解してもらいたいなら、やっぱりそれに近いような、この重要な問題ですから、説明会を開かなくちゃいけないと思います。去年の12月、3日間の説明会で1日目だけ出席され、姿を現されました。今日はこうやって、県のスタッフの職員さんが出席されただけで、知事は全然姿をみせない。これでは、本当に誠意を感じられません。もう納得がいきません、本当に。2018年の県知事選の時に、知事はオスプレイ配備の受け入れ表明をされました。その時も知事選前ですね。それで去年、有明海漁協本所を急遽訪れられて、その時、有明海漁協の幹部の人たちが集まって、大事な海のこととミーティングをされていたわけですけど、そこに知事が現れて、公害防止協定の見直しを迫られたわけなんですね。それもやっぱり県知事選の直前だったんですね。これは本当に偶然なんじゃないかな。知事選の時に、ああやって山口知事がパフォーマンスをされるというのは、私にはパフォーマンスとしかとれません。諸富で間接民主主義のことを言われました。県政を進めていくには代表者が決めなくては、県政は前に進みませんと。それならそれでいいですが、その前にこんな私たちにとって重要な問題を、なんで説明会に1回しか現れないんでしょうかね。本当にもう誠意がありません。もうがっかりしています。それと、もうひとつ方ですね。有明海漁協の組合長なんですよ。この方も、ちょっとなんか考え違いをしておられるんじゃないかと思います。というのは、去年の諸富であった説明会に知事が姿を現わされた時に、若い漁業者の方が手を挙げて発言されました。それには、私たちは何も聞いていませんということでした。ちょっと驚きました。こんな漁業者の方たちにとっ

でも大事なことをなんで説明会もしないんだろうと、ちょっとびっくりしました。もちろん、この問題は漁業者の方たちだけじゃなくて、私たち、この町に住んでいる住民にとっても大事な問題ですから、組合の長として、やっぱりいろんなことを考えてやっていてもらいたいですけど、そういう若い漁業者の方が何も聞いていないということを言われて、本当にびっくりしました。新聞の記事によると、岸田首相にわざわざ2回も会いに行かれたということを知りました。何のためのパフォーマンスだったんだろうかと、本当に呆れ果てて残念です。そういう方に、こんな重要な公害防止の見直し、これをその人がトップで幹部の人たちだけで決められるのは本当に怖いんです。それと、佐賀市長に質問ですけれども、米軍の訓練は全国横並びとなっています。もし、配備が決まったら、佐賀にも訓練で米軍が来るということだと思います。そこで、佐賀県が防衛局に要望書を出しておられます。その中で、佐賀駐屯地には米軍が常駐しないことという県からの要望に対して、防衛局からは、佐賀駐屯地には米軍常駐の計画はないという言葉で返ってきています。だから、計画はないというのは言葉のすり替えじゃないかと思うんですよね。ということは、配備が決まって計画ができれば、当然、米軍は駐留することになると思います。そのへんをどうお考えになるか。それから、現在、沖縄や横田基地で有機フッ素化合物、有害物質が非常に大きな問題になっています。新聞ではあまり大きな問題に取り上げられていない印象を持つんですけど、佐賀空港が軍事基地になれば、この問題が生じると思います。今、福島原発でタンクに大量の汚染水が貯まっていますよね。これを福島の沖合に放流しようということが決定されております。その中には放射性物質が残っているわけですね。もし、そういう汚染水が有明海に放出が決まったとしたら、ノリにも漁業にも大変な、深刻な被害を与えることになっていきますね。なぜなら、有明海は外海ではないから。内海で湖のようなものだと思います。そうすると、一旦、汚染水が排出されたら、ずっと蓄積されてしまうわけです。だから、本当に基地になったら、いろんな問題が起きると思うんです。私は本当に佐賀のまちが大好きなので、佐賀が軍事基地になることは本当に反対します。やめてもらいたい。私たちは、ここにずっと住むわけです。そういうことで、佐賀市長はどういうお考えか、私たち住民の立場に立って、当事者として、よろしくお願ひしたいと思います。

坂井市長：米軍基地化についての非常に強い御懸念ということで、私どもとしても、米軍基地になることについての懸念を持っておりまして、そこについて、厳しく対応していきたいと思っております。先だって、年末に我々から防衛省に質問をし、また、先週も質問と回答がありましたけれども、地元の皆様の御懸念をしっかりと受け止め、十分な説明を行うなど、真摯に対応と防衛省から回答がっております。米軍基地になることについての懸念、これについて厳しく対応していきたいと思っております。

司 会：では、一番最前列の方に。

参加者：当初、この防衛省のオスプレイ問題の話があった時に、当時の自治会長と一緒に川嶋防衛局長に説明会をしてもらいたいという要請をしました。その時は対応していただき、ありがとうございました。次に廣瀬防衛局長の時も自治会長に同行しましたが、とうとうお会いできなかったですね。今日、自治会長が来られていますが、あのころの自治会長は、今日はお見えではないかもしれません。ということで、今回、このような説明会が開催されていますけれども、最終的に、伊藤局長に私たちが要望する中で、説明会をしてくださいましたことを感謝している

ところであります。特に市長さんがお見えですので本当に感謝したいと思います。再三、比べられるのは、この間の諸富での知事の方々の言葉を聞いてみれば、県民の説明はこれで終わりましたという認識と私は判断したわけですね。それで、あとは防衛省の方々が漁民の方に土地取得に頑張ってくださいという言葉聞いたところでございますけれども、県の知事がなんで諸富の1回しか出席しないのか。説明しないのか。私たちも再三にわたって言ってまいりました。その中で、市長はこうお見えになっています。やっぱり最初の佐賀空港をつくる時には、いろんなことで県当局、町当局といろんな相手をしました。本当、血の雨は降らなかったんですけど、心の血の雨は降っているわけですね。そういう中で、知事はなんで今日来られなかったのか、その理由を聞きたい。進さん、お願いしたいと思います。

進部長：先ほども御質問いただいたので、重ねての回答になってしまうのですが、県といたしましては、昨年12月25日から3日間、県民の皆様を対象とした説明会を防衛省とともに主催という立場でさせていただきました。我々、今回の事業につきましても、防衛省が事業主体という中で、我々が防衛省から要請を受けて、ではなぜ、県として佐賀空港の使用について受け入れたのかといったところ、この経緯でありますとか、なぜ受け入れたのか、そう判断した理由、ここについて説明をさせていただいたところがございます。3日間説明させていただきました。本日につきましては、佐賀市と防衛省で調整の方が行われまして、実施することが決定されました。県におきましても、質問にお答えしたい、お答えするということから、本日、私も含めてスタッフが出席をさせていただいているところでございます。以上でございます。

参加者：今日は皆様の御意見を聞きながら、今日の立場としては、このままでは説明会は終わらないだろうと。いつかは、やっぱり知事も来て説明してもらいたいという気持ちもあります。県に一点だけ聞いていきます。あと二点目は防衛省と市長にも聞いていきたいと思っております。皆さん方はこの公害防止協定の中に、協定、協定覚書、そして覚書付属資料の中の11番目に自衛隊と共用しない旨を明記したわけですよ。その当時、明記したのは、実際に生の声ですけど、私が青年部の幹部であったころ、当初、いろんな声を聞きながら、当時の井本勇副知事、空港対策室長と内々に議論して、これを入れさせたわけですよ。これが入らなかつたら、佐賀空港できていないわけですよ。長々と話はしたくないんです。ただ、県は漁協を、幹部たちを落として、見直しができました。組合長はそれを持って知事の方に見直しに行きましたと、こう持っていくんですけど、これは私から言えば、見直しはできていないと、まだ。組合は見直しを提出したでしょう。しかし、これには、あと50パーセントの川副町民の同意が必要なわけですよ。この公害防止協定の中に、自衛隊と共用しない旨を入れた理由をあなたたちは知っているのでしょうか。知事も知っているのでしょうか。よければ説明してもらいたいと思います。

進部長：公害防止協定につきまして、御質問をいただきました。今から32年前になりますけれども、今、御質問のありました部分は有明海漁協とですけども、そのほかの皆さんとも公害防止協定自体を結んでいますけれども、覚書付属資料という点につきましては、有明海漁協との間で、県は佐賀空港を自衛隊と共用するような考えをもっていないという記載をさせていただいております。その上で公害防止協定も締結したという経緯でございます。当時ですけども、この地域が基地化されてしまうということにつきまして、大きな懸念があり、様々な議論があった結果としまして、有明海漁協との覚書付属資料については、自衛隊と共用するような考えを持っ

ていないという文言を明記するに至ったというものでございます。これは当時の県としては、当然、そのように考えておりましたし、それ以降につきましても、県としては、この覚書付属資料に明記しております自衛隊と共用するような考えを持っていないという考えは変わっておりませんでした。ですから、主体的に県として、佐賀空港の自衛隊との共用を考えたこともございませんでした。しかし、今回、国の方から国防上の理由で、国防上の要請ということで何とか検討してもらえないだろうかという強い要請があったところであり、改めて検討、議論をこれまでしてきたところでございます。今回もこの協定の覚書付属資料の見直しということについては、締結しているのが有明海漁協ということでございますので、これまでずっと有明海漁協と協議を重ねさせていただいております。先般、漁協の方から、これについては見直していいと御回答をいただいて、本日に至るというところでございます。以上でございます。

参加者：私が聞いているのは、公害防止協定、協定覚書、覚書付属資料の3点。その中の3点目に自衛隊と共用しないと、この文言を入れたその中身が分かりますかということ。それ説明してくださいよ。ということは、この協定は、ほとんど有明海に対するいろんな公害防止の問題であって、ポツンと付属資料に入れさせたわけですよ。自衛隊と共用しないと、これ有明海と全然関係ないわけですよ、本当のことを言って。とうことは、何のために入れたのか理由を知っていますかということを知っている。中身。認識のですね。

進部長：当時、先ほどちょっと触れさせていただきましたけれども、基地化に繋がってってしまうことについての非常に大きな懸念がございましたので、そうしたことを明記させていただいたと理解しております。

参加者：そしたら説明しましょう。川副町の皆さんも聞いてください。当時のことを言いますから。当時は私も漁業者であって、反対、いろんな先輩たちとの条件闘争もあったわけです。一番大事なのは、関係漁協と香月熊雄知事、井本勇副知事、空港対策室長と先ほど質問があったように100何十回と、当時の川副町の執行部も中に入って説明してきたわけですよ。一番大事なのは、ある程度条件闘争にも入っていったんですけれども、途中で、いろいろ我々が介入したわけですよ。佐賀空港を認めた場合にどうなるか。県の説明、町の説明から一番大事なのは、1年間で75万人の搭乗があると説明があったわけですよ。それが根本だったわけですね。それで、我々、幹部はずっと話し合いました。その中には弁護士も入れておりました。その中で75万人本当に乗るのか。東京1便、名古屋1便、大阪1便、3便で75万人乗るか。その当時は約89万都市だった佐賀県は。分析したところ、ほとんど唐津方面は、電車で福岡空港を利用する。西部の鹿島・伊万里・嬉野地方は、ほとんど長崎空港を利用するんじゃないかと。やっぱ東京便も多いですからね。ということで、たぶん、これは半分も搭乗率がないだろうという予測で、我々は審議した結果、開港してみればやっぱり30万人しか搭乗率はなかったわけですね。そこは先見の目を見て、佐賀空港は4、5年はもたないということで、最終的には自衛隊など国に依頼していくんじゃないかと、そういう話をしていたところ、滅多に戦争の話をしたことがない親父が側にいて、「佐賀空港は出来るのか。出来るか出来ないか分からないが、出来たときは、たぶん赤十字空港で潰れて、国に依頼して自衛隊が来るだろう」と、ちょっと一言言っただけですよ。「自衛隊の基地ができれば、戦争になったら川副町は火の海になるぞ」と、ただ一言。それで、私たちは分析して、その当時の組合長たちはほとんど戦争体験者ばかりだった。ということで、これ

はだめだという話になって、当時の吉武町長とも話し、当時、区長制度だったものですから、区長たちと話し合いをしながら、自衛隊と共用しないということを明記させるということで一致して、我々が井本副知事、空港対策室長と話し、香月知事に要請したわけですよ。これ一筆、やっぱり入れたくなかったわけですよ。本当言うと県は。それで、いろいろこじれて、最終的にはこれを入れると。これを入れない限りは、佐賀空港は白紙状態に戻すと、そこまで行ったわけですよ。戦争になったときは、どういうことになるかということで、あれを入れたわけですよ。それを山口知事は勝手にああいう行動を起こして、漁協の幹部だけを落として、末端まで説明しないで、我々にも説明しないで、こういう行動を起こしている。だから、あの一筆は、漁協との協定だけじゃなくて、私が言いたいことは、見直しをあなたたちはしていると言うけれども、川副町民の1万5千人の同意が必要なわけですよ、私から言えば。だから見直しはまだできていない。そういうことで、市長も県から来られたと挨拶にはあったんですけど、要は、川副町民の話を知事がこちらに来て、議論しましょうよ。そういうことですよ。はっきり今日言っときます。伊藤局長に言っておきますけれど、50パーセントの組合員たちは見直しができたと、それはそれでいいですよ。しかし、あと50パーセントの川副町民の同意が必要だということです。だから、見直しはできてないということをお願いしたいと思います。山口知事に言ってください。来てくださいよ。そして、こちらに出向いてね。私たちも人間ですから。だから、県の代表ということで知事、今度の説明会、我々、今日局長さんにお伝えをしました。そういうことで、またいつかは要請したいと思います。よろしく願い申し上げます。どうですか、県の担当の方。はっきり言ってくださいよ。

進部長：当然、この説明会で行われました質疑の内容につきまして、また、説明の内容につきまして、知事とはもちろん共有させていただきます。公害防止協定につきましては、繰り返しになりますけれども、漁協との間での経緯について、私も存じ上げておりますけど、有明海漁協との間で結ばせていただいているものでございます。公害防止協定につきましては、そのほかにも佐賀市と結んでいるものなどもございますけれども、この覚書付属資料につきましては、有明海漁協との間に結んでいるものを書いてあるということで、漁協とずっと協議をさせていただいたことについては、皆さんに是非御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

参加者：御理解できませんので、知事に直接来てもらいたいと思っております。1万5千人の川副町民の同意が必要ということで、これから切り替えていってもらいたいと思っております。それで、次に伊藤局長、防衛省の方に、また、県の方にも市の方にもちょっとお伺いします。これ一点だけですけど、この公害防止協定の中で私が説明しましたとおり、当時、戦争でいろんな体験をしてきているものですから、この川副町は、やっぱり火の海にならないような佐賀空港をつくっていきたいということで、私も平成2年に公害防止協定締結しました。私もいろいろなことの批判があったんですよ。なんで進めていったのかと。だから、私、平成3年に町会議員選に出て、公害の出ない佐賀空港をつくり上げると、県政・町政を正していくということで、町議会議員になって一本でいろんな政治家にこの調整をしてきたわけです。そういう中で一番大事なことは、聞きたいことは、先ほど、伊藤局長が言われるように、国防、今のこのような状況、尖閣諸島から、中国から、また北朝鮮から、ロシアからいつミサイルが飛んでくるか分からない状況だからということはいくぶん分かります。それは国防としては、国民の生命・財産を守るという意味で大事だろ

うと思うんですけども、それに対して、公害防止協定に一筆入れたにもかかわらず、一番大事なものは、私たちもこれを許してはならないからですからね。市民の命を守る方法で国民保護があると思います。国民保護法ということをも私も大概調べました。ネットで調べました。しかし、これは難しい問題であって、国民保護法とは、いつ出来て、いつ施行されているか。どんな内容なのか良ければ答えて説明してもらいたいと思います。

企画部長：国民保護法という法律についての御質問だと思いますが、今、ちょっとその法律ができた年については、後ろで事実関係を調べさせておりますけれども、まさしく、我が国の防衛、様々な緊急事態において、もちろん自衛隊はその侵害に対処するということが務めてございますけれども、当然、その目的というのは、国民の皆様の安全を守ることでございます。ただ、その点について、地方公共団体と一緒に国民を守っていくための仕組みですとか、取り組みということを決めている法律であると承知をしております。

参加者：いいですよ、調べなくて。私が調べていますから。国民保護法は平成 16 年 6 月に成立して、9 月から施行されました。中身は分かりませんが、これで大事なものは、聞いたかったのは、国民保護の意味を説明してもらいたいと思います。どうでしょうか。意味です。国民保護法の法律の意味。それくらいは知っているでしょう。

企画部長：すいません。国民保護法の法律上の定義云々というところは、今、確認をしてお答えさせていただきますと思いますけれども。

参加者：そしたら、私から言いましょ。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律です。武力攻撃事態等における国民保護の措置になります。これに対して、施行されたのは 16 年 9 月からですけども、このタイミングにやっぱり国民の生命と財産を守るためには、都道府県及び市町村は国民保護計画を策定することが義務付けられているわけですね。それでこの一件に関して、県、国、市長、分かれば施行された後に、こういう計画が策定されていると思いますけれども、どうでしょうか。一つの例を挙げてみれば、神奈川県川崎市は、平成 19 年 3 月に国民保護計画を策定しているわけですね。だから、佐賀県も、国も、佐賀市長も市としてのこれに対しての計画があるんだろうと思うんですけども、どうでしょうか。一つの例を挙げてみますと、この間、1 月 17 日の新聞だったですかね。ミサイルが撃ち込まれたときに避難場所は佐賀市の県庁の地下で、4 千人だけが避難できるということが分かったわけですね。それに対して、県も市もよければ教えてもらいたい。

司 会：ちょっと確認に時間がかかるようです。

参加者：中身を言ったでしょう。これ、平成 16 年度に成立、施行されたわけですね。国は、都道府県及び市町村に対して、国民保護計画を策定するように義務付けられているわけです。これちゃんと載っている。それをあなたたちはオスプレイを導入する、自衛隊を導入する、それに対しての保護法の計画を策定しておかないといけないでしょ。

企画部長：今、国民保護法に基づいて、地方自治体の責務があるという点については、大きなところにおいては、おっしゃるとおりでありますけれども、このいわゆる国民保護法と言いますのは、平成 16 年に出来た法律。いわゆる武力攻撃事態についての一連の法律が作れた中において、もちろん自衛隊がどの様に行動するのかということだけではなくて、地方公共団体と協力しながら国民を守らなければならないといけない、そういう法律であります。そして、その法律の対象とい

うのは、いみじくもおっしゃっていただいたように武力攻撃事態等という平たく言うと有事において自衛隊は敵と戦うわけですけれども、地方公共団体は避難等をどの様にやりますかという計画でありますので、今回、オスプレイの話はもちろん防衛力を強化するためをお願いしている話でありますけれども、佐賀の駐屯地にオスプレイが来たから、直ちに、そのよくある話ですけれども、軍事的なターゲットになるからとか、国民保護計画が大きく変わらなければいけないかというところでは必ずしもないと思います。また、そもそも、この国の責務として、対処基本方針という大きな方針を作っていかなければいけないところがあり、それを踏まえた形で地方自治体のお勤めということでございますので、その点、ちょっと私のほうから申し上げるのはあれですけれども、現地時点において、県や市において、オスプレイが来ることを踏まえた国民保護計画がどうなっているのかという御質問は、なかなかちょっと難しいのではないかなと考えております。

参加者：それでは、県の方もある程度のことを勉強されていないというふうに判断しますが、私たちが公害防止協定の中に一筆、戦争はだめということで入れているにかかわらず、これを導入した場合に、自衛隊が来たとき、戦争になったとき、結局は、中国、北朝鮮、ロシア等々からのミサイルが来たときに、我々1万5千人、佐賀市民23万人、佐賀県80万人、ミサイルが来たとき、我々はどこに避難したらいいんでしょうか。公民館ですか。自然災害のときは、台風等々、いつも小学校、いろんなところに避難しております、コロナ関係で。この国民保護法がこんなウクライナの情勢の中で一番漏れているのが、国が相手から攻撃されるのを保護するための作戦としていると思うんですけども、一番大事なのは、いろいろテレビでも言われている、話が来ているんですけど、国民を守る、命を守るのが全然できてない。一言言えば、もう導入した時には、並行して、この4地区に核シェルターをつくってもらいたい。並行してですよ。もうそういうような時代になっているものですから、自衛隊とオスプレイが来るならば、中国、北朝鮮、ロシア、ここに来るでしょ。ミサイルが、方向が。そのための、我々1万5千人の命を守るシェルターをつくってもらいたい。そして、今までの質問にあったように川副町は5,300世帯ほどあります。よければ防音装置もつくってもらいたい。並行してですね。伊藤局長、やっぱり予算を出してもらって大きなシェルター、モデルをつくってもらいたいという感じがしますけど。どうでしょうか。しっかりお答えください。

伊藤局長：御指摘のとおり、しっかりと国民保護を政府として考えていかないといけないというのは、おっしゃるとおりでございます。それで昨年、もう1ヶ月前ですけど、12月にいろいろ政府で安全保障、防衛政策の転換をしまして、国民保護をしっかりと強化していかなければならないということを決めております。そういう意味でシェルター、まさにミサイルがどんどん撃たれる時代ですので、そういう形での避難施設、これを強化していかなければいけないということは、もう御指摘のとおりでございますので、これは防衛省ではないんですけども、内閣官房という政府の中核がそういう方針を出しておりますので、そこはしっかりと我々の意見をしっかりと伝えて、政府全体として取り組んで、または、佐賀県、佐賀市と連携しながら取り組んでいきたいというふうに思います。

参加者：最後の質問いきます。私たち自治会から最後の質問をしますけれども、こういうふうに、いろいろ、まだ意見もあると思いますけれども、もう1回、説明会を知事が同行して開催してもらい

たいと、また要請したいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

司 会：予定の時間も過ぎていきますので、簡潔にお願いいたします。後ろの方。

参加者：16 ページと 17 ページですね。駐屯地からの排水についてという形になりますけれども、駐屯地予定地のの上流からと、これはもう当然ですね。で、ただ言うのが、国造掘樋門、平和掘樋門、確認の意味合いですけど、管理責任者はどちらですかね。国交省ですか。県ですか。市ですか。それと、私、樋管の実務の管理者をやっているんですよ。それで、ここで 2 番目に必要に応じて排水路及び樋門の改良を行いますと書いてあります。で、要望として、樋管には、予定地から西側に田んぼがありますね。田んぼがあったら草刈りとかいろんな形で作業をしますけれども、そういうごみとかあったら流れてくるわけですよ。それは非常に大変なんですよ、極端に言えばよ。そういう意味合いで、ただハード面だけじゃなくてソフト面もあわせてところで検討してもらいたいという要望が一つと、もう一つ確認の意味合いで管理責任者はどちらですか。それで、国交省であると思うけれども越権行為ですね。ここに書いてあることは。逆に言ったら。

進部長：樋門につきまして、国造掘と平和掘が資料にありますけれども、現時点、今の状況では、県において管理しております。

参加者：分かりました。それで、ここでいうのが水質計によって、樋門の開放をやるという形ですか。あの県でしょ。県で答えて下さいよ。

進部長：樋門の管理について、現時点では県がやっております。今後、駐屯地が実際に整備されました後には、ここに書いてありますような養殖に影響がないような適切な比重での排水になっているかどうか、その比重について、今どうなっているかなど、それについては防衛省等と協力して管理していく予定となっております、防衛省の方から手を挙げられたというところでございます。

参加者：私が言っているのは、駐屯地から出すのは防衛省の関係で、それは当然の話だけれども、そこから先は県になるわけでしょ。言っは悪いけれども、樋門までは県でしょ。

進部長：最終的に、ここに書いてあります内容につきましては、駐屯地から出る時点ではなくて、実際に樋門から排水する時点において、この適切な比重となっているかどうかをチェックしていくという約束となっております、ここについては防衛省とともに適切な比重となっているかをしっかりチェックしていくということとしております。

参加者：県がやるんですね。

進部長：防衛省とともにやっていく。

司 会：お時間の関係ありますので、今、お手を挙げている 3 名の方。

参加者：さっきから何かおかしいことばかり。北朝鮮はミサイルとか日本には絶対撃ち込まないですよ。そんなことも分かっていないんですか。あれは実験。日本に向かって撃つわけではないでしょう。拉致問題も解決していないのに。そうですよ。簡単な質問だけど、自衛隊が来ますよね、佐賀空港に。そしたら、子どもたちは、南川副までどうやって登校するのですか。歩いていくの。スクールバスを出すの。どうですか。

企画部長：佐賀駐屯地ができたときに、そこの隊員の住居の場所等については、先ずはこちらの地元にと考えていますけれども、まだ具体的に住んでいる場所が決まっているわけではありませんので、具体的にどのように通うかというところは分かりません。ただ、一般的な登校の仕方になるのではないかと考えております。それから、北朝鮮のミサイルについての御指摘がございましたけれ

ども、そもそも北朝鮮、ああいった形で実験や人工衛星と称して、いろいろ撃っておりますけれども、そもそも、そのこと自体がこれは国連安保理決議違反であるという状況であって、我が国の排他的経済水域とか、領土の上を飛んで撃つということ自体が、ぶつかっていないか、殴りかかっているようなものでありますので、それは、その安全保障上の脅威であると繰り返し申し上げているところでございます。

参加者：大使館に文句は言いましたとか、ずっと文句を言ってなんも進展がないじゃないか。本当に文句を言っているのか。

司会：続いて、後ろの方。

参加者：ノリが一番忙しい時期で私の友達とか親類もノリ漁の作業の真っ最中ですけど、夜中には海にノリ摘みに行って、昼間は酸処理に行って、寝る時間を惜しんでやっている作業の真っ最中にこの会議を開いていただいて、ありがとうございます。たぶん、ここに来られていないと思います。それともう一つ、分かりやすい良い資料だったんですけど、この中に風による被害、災害、そういうのが一つも載っていません。ノリ師さんって、私たちの漁師の人たちをノリ師さんって言っているんですけど、ノリ師さんが一番心配するのは風なんです。北風が強い時は海に行きません。なぜ風が怖いかというと、海に入り込んだら助からないからです。私の友達も亡くなっています。親戚も亡くなっています。何人もノリ師さん亡くなっています。その亡くなった原因は海の中に飛び込んだからです。飛び込む一番の原因は風なんです。だから、風のときには行かないんです。このオスプレイとヘリコプターはその風を持って来るんです。その風について、ここには何にも載っていません。音とか排水とか、それも大切なことですけど、風を侮ってしまうと、今は分からないと思いますが、19 ページに海の方めがけて訓練をすると書いてあります。海の方に低空飛行を一度でもやったら、何十人という人がここで亡くなります。作業しているんですよ、海の中で。そのことをここには何にも書いてない。今、ノリ師さんたちは海に行っているんです。その人たちがオスプレイやヘリコプターで一度でも低空飛行をやったら何十人という方が亡くなるんですよ。そこで仕事をしているんです。それを知っておられるか。山口知事も知っておられるか。それ一度やったらノリ師さんたちは海に行かなくなります。日本一の有明海のノリが一瞬にしてなくなります。年間 200 億円以上を稼いでいるノリ師さんたちの宝の海が一瞬でなくなります。そういう危険性をこのオスプレイやヘリコプターは持っている。それで川副に来ていると。そのことを御承知かと言うことです。一度事故が起こってから、たった一言「想定外でした」という言葉だけは聞きたくないです。分かり切ったことです。ここにいる人たちは分かり切ったことです。霞ヶ関とか福岡におる人たちは知らないでしょうけど、川副の人たち、みんな知っています。角舟っていう小さい舟で作業しています。上にヘリコプターが飛んだらイチコロです。冬の海に入ったら 10 分も持てません。助けに来ることもできません。真冬の海に夜中だったら全く見えません。そういうところで作業している。そういう場所にヘリコプターとオスプレイを持って来ようとしている。日本で一番来てはいけない場所にあなたたちは来ようとしている。それを覚悟の上で来るんだったら、想定外でしたという言葉だけは聞きたくないですし、それを税金で賄おうとするような考え方だけは止めてほしいと思います。以上です。

企画部長：御質問いただいたような風の影響の部分、確かにそのような形で直接的には書いていないか

もしれませんけれども、まず、一番後ろの 32 ページにオスプレイがホバリングした場合の発生する風についての参考資料が載せられております。これはホバリングをした場合には、半径約 13m の範囲で風速 25m から 30m の下降気流、当然のことながら、それは回転翼でありますので、ダウンウォッシュと呼ばれる強い風が発生するという事は事実でございます。一方で、そういったものが、当然のことながら漁業を営んでおられる皆さんの真上であるということはございません。そこは先ほどお示した場周経路という説明の資料 19 ページに南側を飛行しますということを御説明していて、ここの場周経路の下ではノリ漁を営んでいる皆さんが舟に乗っているのではないかと御指摘だと思います。その場周経路を回る場合の高度につきましては、高度 300m 以上を確保すると御説明をしているところでございます。したがって、先ほどのホバリングのような強い風というものが間違っても下にいらっしゃる方に影響がないような高さを飛ぶんだということでございます。当然、自衛隊が飛行・運用をする場合に、御地元の安全に配慮するのは当然のことでございます。したがって、海の上でノリ師の方が舟に乗っていらっしゃるのに、高度をいたずらに下げて、下向けに風を当てるというようなことは絶対ないと、あってはならないことだと思います。こういった安全を確保しながら、しっかりと運用をさせていただくということだと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司 会：あと 3 名ほど手が挙がっております。

参加者：簡潔にということで二点質問します。オスプレイはモードを切り替える時間が大体 12 秒と聞いております。この 12 秒の時間帯の事故率が一番高いと聞いておりますけれども、この 12 秒間の内にどれだけ飛行距離があるのか、これが一つ。それから、オスプレイは低周波を出しているということで、この低周波は耳の三半規管などに影響を与え、沖縄の普天間周辺の人には、大変うつ病が多いと聞いております。この点について、防衛局はどのように認識されているのか。一つ例を申しますと、今から 7、8 年前にオスプレイのデモ飛行がありました。私、ちょうど 150m 先に堤防がありますので、そこに座っておりましたら、オスプレイが来た瞬間、あれ鈍い音ですよ。低音、低い音がドドドドーっときて、そして、その時に頭の中がモヤモヤっとしました。霞みがかかったような感じがしました。そして、私の知ったある人がちょうど滑走路の下の方におりましたら、耳の中がキンキンとして職場に帰るまで耳鳴りがしたと、こうした実態をどう思っておられるのか、防衛局にお尋ねします。

企画部長：お答えをいたします。おっしゃられております低周波音につきまして、どういった影響があるのかということ、ここは専門家である環境省のほうで、まだ環境基準というものの定めがないというのが現状でございます。その上で、今御指摘していただいたとおり、オスプレイが発生させる音、周波数帯というのが一般的に民間の航空機、ジェット機とかよりも周波数帯が低いということは事実関係としてはございます。低い感じの音がするという御指摘がございまして。その上で、その周辺の環境、例えば畜産農家とかについての距離などを踏まえまして、周辺への影響はないというふうに私ども考えているところでございますけれども、その上で、万が一にも自衛隊機の運用で、低周波のことで影響で損失・損害が生じた場合には、関係法令に基づいて、適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

参加者：低周波については、障害物がない限りずっと続くと聞いております。あと一つ、6、7 年前に目達原基地の 50 機のヘリ部隊が背振山麓一帯で訓練をしていると聞いております。実際、いろ

んなことが言われましたけれども、この時、オスプレイ 17 機も一緒に訓練するといったことを聞いております。実際のところはどうなのか。それから、先ほどの方が有明海云々でのことを言われましたけれども、19 ページに書いてあるのは飛行と書いております。住宅の少ない南の方で飛行と。飛行と訓練は一緒か、違いますか。ここらへんをお聞きます。

企画部長：いくつか御質問をいただいたと思います。まず、その今後の具体的な訓練につきましては、まだ部隊が来ておりませんので、具体的な計画はございませんけれども、御指摘いただいたように必要な低空飛行訓練も含めて実施をすることが想定をされております。それから、資料にあります飛行と訓練の書き分けでございますけれども、別のページで御説明申し上げたように、飛行することについての訓練、操縦することの訓練のために飛行するというのもあれば、また部隊が来た後には例えば災害とか、実際の任務のために飛行するということもございます。その細部というものの、書き分けに関しては、そういう意味でございますけれども、実際の細部というところは、実際の部隊が来てみないと分からないということが正直なところでございます。

参加者：そして、今までいろんな方が質問されていますけれども、なかなかその質問に対する明確な回答が無きにしもあらずということでもありますので、私は再度こうした説明会の必要性を感じる場所でもあります。これで終わることがなく、住民に寄り添い、再度の説明会の開催を住民の声としてお聞きいただきたいと思っております。

司 会：ありがとうございます。あと 2 名ほどに。じゃあ、そちらの方と最後にそちらの方で。

参加者：三点聞きたいんですけど、冒頭、中国の侵攻が、領土侵攻が今にもあるような言い方をされたんですけど、どのくらいの確率で侵攻があると思いますか。局長。

伊藤局長：確率を申し上げるのは非常に困難でございます。

参加者：なんですか。パーセントは言えないくらい確率がないということですか。

伊藤局長：そういうわけではなく、なかなか明確に何パーセントという状況ではないということです。

参加者：ということは、0 パーセント以下ということですね。

企画部長：すみません。私が御説明したので補足をさせていただきます。あの相手方のあること、相手の行動が何パーセントの確率で起こる、起こらないと言うことは、そこは難しいということでございます。

参加者：でも、ここに書いてあった。

企画部長：その上で、そういった意図を持っている、そして、対外的にもそういうようなことを言っている。中国は、台湾は自分たちの領土であると言っている。そして、そのような行動・訓練だとか示威的な行動なんかをずっと繰り返していることから、脅威が高まっているということを申し上げている次第です。

参加者：そうですか。私に限りで言わせれば、ここに持ってくる何百億円という防衛費の無駄遣いだと思いますが、ロシアの侵攻が 100 パーセントとすれば、中国の領土に対する侵攻が何パーセントと考えますか。教えてください。これだけの金を使うんですから。

企画部長：何パーセントというふうにお答えすることはできないから、備えているということで答えています。

参加者：無いということですね。そしたら、侵攻の可能性は無いということですね。

企画部長：無いということが申し上げられないから、しっかりと備えなければならないということでご

ざいます。

参加者：そういう状況で何百億円という金を無駄に使うということですか。教えてください。これだけのお金を使うということですから。局長。そして、このデータには北海道が抜けております。今、北海道の状況を考えたら、こんな無駄な金を使う状況じゃないと思いますが、局長の意見を聞きたいと思います。

伊藤局長：すみません。あの北海道が抜けているというのは、どういう意味でおっしゃっているのか、教えていただければと。

参加者：ロシアの侵攻は北海道じゃないですか。今まさにロシアに四島を完全に奪還、取られたじゃないですか。まだ日は長くありません。そういう状況と中国が侵攻する可能性があるような言い方はおかしいと思います。

伊藤局長：北海道に関しては、まさに北海道を防衛するための部隊を多数配置しております。北方領土に関しましては、平和的な形で、外交で解決していくというのが政府の方針でございます。

参加者：解決できないじゃないですか。絶対返ってこないっていうことになっているじゃないですか。

伊藤局長：そこは粘り強く外交で交渉していくという方針です。

参加者：だから、何百億円って金を使うんですから、答える必要があると思います。私に言わせれば、ただ無駄な金を使っていると思いますが。北海道方面に向けるべきです。せっかくオスプレイを千葉県あたりまで持って行っているんですから、また佐賀に戻ってくるなんて馬鹿馬鹿しいことは止めるべきだと思いますが、局長の意見を。

伊藤局長：御質問されている方の意見は、御意見として承りますけれども、我々としては、まさにあらゆる事態に備える、万が一、まさに想定外ということに。

参加者：万が一とロシアを一緒に考えるんですか。

伊藤局長：想定外になって領土を失われ、国民の生命を傷つける、守れなかったということになることはできないということです。

参加者：想定外というのは、どういうことですか。ロシアは、まさにもうそこまで来ているじゃないですか。中国が日本の国土を侵すなんていうことは考えられない。素人でもそう考えます。あなたたちプロがそこまでのことを考えられないわけがないです。なぜ無理して、ここにオスプレイを置くのですか。

伊藤局長：特定の国がどうこうというよりも、まさに、あらゆる事態に対応して国民の生命を守ることが我々の責務だと思っています。

参加者：だから、する相手がいないということでしょ。想定外ということは。そしたら、ロシアはどうなんですか。ロシアは。

司会：すみません。簡潔にお願いします。

参加者：無駄遣いじゃないですか。

司会：すみません。お時間を1時間近く超過しておりますので、最後の御質問をいただける方がいらっしゃったら、ずっと挙げられている方。こちらで最後にしていただきたいと思います。

参加者：4、5日前にある人から、あなたに申し訳ないけど、ノリ養殖がてら貝を採っていると言われたわけです。貝が採れなくなってしまうのではないかと。これでだめになったんじゃないかと。言われるからですね。昔は中心部、川下はどんどん流れていましたよ。大中島ってあるでしょ

う、諸富に。あそこはもう半分くらい牡蠣をしていたようですね。それから、屋形船も他所へ持っていかれて、砂もだいぶ取れていたのに。それで、大堰ができてから全然砂が流れなくなってきたからですね。それで貝が育たなくなりほしくないかと、私は4、5年前から思っていました。砂が今はほとんど流れていないですよ。川の下に砂が流れないと、アサリとかは育たないですよ。それから川の流れが緩くなったですもんね。昔から比べると。大堰ができてから緩くなっている。貝が育つかなと思っていただけ、4、5年前から。これは川の流れが緩いから海水と混ざらないですもんね。

司 会：すみません。簡潔に御質問をお願いします。

参加者：だから、飛行場から水を処理して樋門から流すと言うけど、潮の流れで混ざらないです。それでいいです。はい。

司 会：では、御意見としてお受けいたしますので、では次の方、こちらで最後をお願いします。

参加者：坂井市長にお伺いしますけど、冒頭、態度表明と言われましたけど、3か月後ですか、それとも今年いっぱいには態度の表明なされますか。はっきりと教えてください。

坂井市長：このオスプレイに関する様々な御意見を我々もしっかり受け止めたいと思いますし、また、防衛省に今までも、先週も多数の質問を投げておりますけれども、そうしたことを含めて、また本日の説明会でのやり取りもしっかりと聞かせていただきました。そうしたところも踏まえて、また疑問点や懸念点、様々あるということもありますので、しっかりと確認、また対応にも努めてまいりたいと思っております。どういった時期で判断するかというのは、今、特段持ち合わせておりませんが、皆さんの懸念をまた我々としてもしっかりと整理して考えを深めてまいりたいと、そのように思っているところです。

司 会：大変恐縮ではございますけれども、予定の時間より1時間を超過しております。

参加者：1個だけ教えてください。

司 会：これが本当に最後にさせていただきたいと思っておりますけど、その中央の方。

参加者：私は地権者です。さっき、佐賀空港には米軍は来ないということが、ちょっと私は、はっきり分かりませんが、それは日米安保条約第6条に基づいて、日米地位協定第2条には、日本の自衛隊基地を共同使用ができるということが書いてあります。これは日本政府に決定権はありません。これだけは言うておきます。それと、次、犬井道に防衛省が事務所を置いたのは何のためでしょうか。それと、これから先、説明会を防衛省が地域住民とか団体、自治体に要望するものでしょうか。それとも、私たち地域住民、自治体、団体が要望しなければならないのか。どちらでしょうか。これをはっきりと。それと何回も言いますが、佐賀空港をつくる時と同じように慎重に、丁寧に説明をし、真摯に答弁をしてもらいたいと思います。それともう一つ、漁業組合がいいと言ったら、説明会はもうそれで中止をするのでしょうか。土地売買が例えばできたとした場合、地域住民の納得は得なくていいのでしょうか。以上、はっきりお答えください。

企画部長：順次にお答えをさせていただきたいと思っております。米軍の駐留の点について、日米安保条約とか地位協定を引いていただきました。一方で、私ども政府として、駐留の計画がないと明確にお答えしているところに尽きると思っております。それから、現地事務所につきまして、御指摘のとおり、佐賀駐屯地（仮称）の用地取得のための取組として、地権者の皆様、そして地権者の皆様の所属する有明海漁協南川副支所をはじめとした関係機関等の皆様との関係構築、信頼醸成、そして、

まず早期に用地取得をお願いするために御地元に入って、関係者の皆様と頻繁にお話をさせていただき、調整をさせていただく必要がありますことから、地権者の皆様が多くお住まいでいらっしゃる川副町の中に現地事務所を設置させていただいたところでございます。それから、説明会につきましては、まさしく、今般の説明会、一番前にいらっしゃいます4校区の会長の皆様との調整、そして、佐賀市様との調整の中で開催をさせていただいた運びになっております。まさしく、佐賀市の全自治会の皆様に私どもとして、説明会開催の御要望を承っておりますということをお話させていただき、そして、佐賀市、会長以下皆様とも御相談させていただき、今日に至った次第でございます。しっかりと説明を尽くしていくということの重要性は言うまでもございませんので、しっかりと佐賀市の方とも御相談させていただきながら、今後も丁寧な情報提供、説明に努めてまいりたいと思っております。

参加者：そしたら、これからも説明会を開くということで理解していいでしょうか。

参加者：時間も相当に過ぎているものですから、自治会長として、今までずっと答弁あったように、また、今、伊藤局長とも話しました。また、こういうような要請があっていると。1回だけの説明じゃなくて、また1回よろしくお願ひしますと。今、伊藤局長も県と市と調整しながら、皆さん方の要望を前向きにということで、伊藤局長、よろしゅうございましょうか。

伊藤局長：今、遠藤が申しあげましたとおり、皆様への情報提供は非常に重要、こういう話し合いが重要だと思っておりますので、そこは県と市としっかりと調整して、また自治会の皆さんとも御相談してまいります。

司 会：本日は長時間にわたり、様々な御意見、御質問ありがとうございました。以上をもちまして、本日の佐賀空港の自衛隊使用要請に関する説明会を終了させていただきたいと思ひます。本日は御来場いただき、誠にありがとうございました。